

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(案)  
 に対する意見募集の結果

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への 反映の有無
1	匿名	<p>この情報を管理するにあたって、意図せざる&amp;意図する「改ざん、消去」が危惧される。</p> <p>全てが電子媒体の管理ではリスク分散ができないので、きちんとアナログの紙での管理もしてほしい。</p> <p>背乗り、個人情報の不正流出による犯罪も考えられる。</p>	<p>頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし
2	匿名	<p>そもそも現時点でマイナンバーカードを国外転出後も利用できたとしても利用できる手続きがあまりにも少ないことについて説明すべきではないか。</p>	<p>国外転出者向けマイナンバーカードは、国外在住時の顔写真付き身分証明書として利用できるほか、当該カードを用いてマイナポータルへのアクセスや電子証明書の利用をすることにより、対応したサービスをオンラインで受けることができます。制度開始後、可能となる手続きは拡大していく予定であり、マイナポータルなどを通じた税や社会保障などのオンライン手続きが順次可能となる見込みです。</p>	なし